

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（1）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
福井県三方郡美浜町 新庄 158 号三反田 5 番 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	1	1	・平成 28 年 3 月 22 日処理開始
		平成 28 年 5 月	4	5	
		平成 28 年 6 月	1	6	・平成 28 年 6 月 2 日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 28 年 4 月 22 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.0000021	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000091	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 28 年 4 月 22 日 ～23 日	平成 28 年 5 月 27 日	0.00066	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.011	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府綴喜郡宇治田原町 大字禅定寺小字吹上ケ8番1 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成28年 4月	1	1	・平成28年 3月23日処理開始
		平成28年 5月	0	1	
		平成28年 6月	2	3	
		平成28年 7月	3	6	
		平成28年 8月	2	8	
		平成28年 9月	2	10	
		平成28年10月	3	13	
		平成28年11月	1	14	
		平成28年12月	2	16	
		平成29年 1月	1	17	・平成29年 1月11日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m ³ _N	平成28年7月19日	平成28年8月31日	0.000027	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000083	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m ³	平成28年7月19日 ～20日	平成28年8月31日	0.00034	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.0089	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年月	月計（台）	累計（台）	
大阪府東大阪市 新家一丁目45番1外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成28年4月	0	0	・平成28年4月19日処理開始
		平成28年5月	0	0	
		平成28年6月	3	3	
		平成28年7月	2	5	
		平成28年8月	2	7	
		平成28年9月	1	8	
		平成28年10月	1	9	
		平成28年11月	3	12	
		平成28年12月	2	14	
		平成29年1月	2	16	
		平成29年2月	1	17	・平成29年2月15日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m ³ _N	平成28年9月21日	平成28年10月14日	0.0000037	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000052	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m ³	平成28年9月21日 ～22日	平成28年10月14日	0.00047	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.013	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
千葉県袖ヶ浦市長浦 字拓式号 580 番 294 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 26 日処理開始
		平成 28 年 5 月	1	1	
		平成 28 年 6 月	2	3	・平成 28 年 6 月 24 日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（6）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑字大阪谷 1073 番 及び字柏木谷 1085 番 2	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月				
		平成 28 年 5 月	0	0	・平成 28 年 5 月 31 日処理開始	
		平成 28 年 6 月	0	0		
		平成 28 年 7 月	2	2		
		平成 28 年 8 月	1	3		
		平成 28 年 9 月	2	5		
		平成 28 年 10 月	0	5		
		平成 28 年 11 月	2	7	・平成 28 年 11 月 30 日処理完了	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 20 日	0.000052	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000074	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 28 年 6 月 20 日 ～21 日	平成 28 年 7 月 20 日	0.00056	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.011	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
兵庫県伊丹市昆陽北一丁目 29 番外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 7 月	0	0	・平成 28 年 7 月 13 日処理開始	
		平成 28 年 8 月	2	2	・平成 28 年 8 月 16 日処理完了	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（8）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
山梨県中巨摩郡昭和町築地 新居字大島 909 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 1 1 月	0	0	・平成 28 年 11 月 13 日処理開始
		平成 28 年 1 2 月	1	1	・平成 28 年 12 月 6 日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（9）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県甲賀市水口町笹が丘 1 番 8	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 1月	0	0	・平成29年 1月25日処理開始
		平成29年 2月	1	1	
		平成29年 3月	2	3	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成29年1月31日	平成29年2月23日	0.0000028	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000090	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成29年1月31日 2月1日	平成29年2月23日	0.000061	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.018	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（10）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
東京都日野市さくら町 1 番 1、1 番 24 及び 1 番 25	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 12 月	0	0	・平成 28 年 12 月 7 日処理開始
		平成 29 年 1 月	1	1	・平成 29 年 1 月 17 日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（1 1）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年月	月計（台）	累計（台）	
茨城県取手市下高井字離島 971 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 1月	0	0	・平成29年 1月18日処理開始
		平成29年 2月	1	1	・平成29年 2月15日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（12）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
奈良県生駒郡安堵町大字窪田 634 番 5 並びに 734 番 2 及び 1139 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 2 月	0	0	・平成 29 年 2 月 15 日処理開始
		平成 29 年 3 月	2	2	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 29 年 2 月 27 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.0000033	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000058	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 29 年 2 月 27 日～ 28 日	平成 29 年 3 月 23 日	0.00010	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.016	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（13）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考		
		年 月	月計（台）	累計（台）			
京都府綾部市上八田町柘榴 迫 2 番 1、菜ケ戸 1 番、荒 崩 1 番 1 及び戸田 18 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 3 月	0	0	・平成 29 年 3 月 28 日処理開始		

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	$\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$	－【計画中】	－	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	－【計画中】	－	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（15）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県尼崎市塚口本町 8 丁目 1 番 1 号	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 2 月	0	0	・平成 29 年 2 月 15 日処理開始
		平成 29 年 3 月	2	2	・平成 29 年 3 月 24 日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準